



# 明治大学大学院 法学研究科説明会について

- 2014年11月11日(火)
- 和泉キャンパス メディア棟 M404教室
- 開始時間 18時30分～19時30分

申込不要



- 配布資料：2015年度明治大学大学院ガイドブック
- 閲覧資料：明治大学大学院法学研究科シラバス・法学研究論集41号
- 説明会：
  - ◆司会・進行：川地 宏行 民事法学専攻主任  
(18:30～18:50 予定)  
研究科の特徴、カリキュラム、入試制度等について
  - ◆在学生から：博士前期課程 公法学専攻 1年 尾棹 司 氏  
(18:50～19:00 予定)  
「大学院での研究等に関して」
  - ◆質疑応答 (19:00～19:30 予定)

## —確固たる法知識を備えた創造性豊かな人材を養成する—

法学研究科は、本学における法学研究の推進を組織理念とし、法学研究者を養成することを第一の教育目標とするものです。この教育目標の点で、実務家法曹の養成を専らとする法科大学院とは異なります。本学は、明治14年に「権利自由」を標榜して創立された明治法律学校以来「在野の視点」を有する優れた法学研究者を輩出し、新制大学院以降の現在もわが国大学の法学部専任教員市場で国内大学有数の占有率を誇り、多くの法学研究者を育成してきた実績をもっています。第二の教育目標は高度な専門的能力を持つ職業人の養成にあり、今日まで多数の博士前期課程修了者が官公庁の各種公務員や優良民間企業の法務職などに就職するという成果をあげています。

法学研究は、実定法の適用についての解釈論、あるべき法を構想しその実現をめざす立法論、立法論的検討に客観的資料を提供し解釈論の形成に示唆を与える比較法論を中心とするものですが、その前提としての「法」現象の認識についての基礎法学と隣接諸科学の知見が不可欠となります。そこで、法学という専門化した学問体系を身につけるためには、「ことば的技術」を手段とする法学的技術の修得のみならず、比較法研究のための第二・第三外国語の習得と基礎法学・隣接諸科学の知見の積極的な摂取が必要となり、さらに、法学が社会科学の一領域であることから、研究者各人が社会的問題についての独自の問題意識をもちつづけることが重要となります。本法学研究科の使命は、院生諸君が所属教員とともにこの研究活動に従事するための「場」を提供するところにあります。そして、院生諸君はこの「場」で研究活動に必要な意欲と能力を獲得して、自立した研究者・高度専門職業人へと脱皮することが期待されているのです。

法学研究科のカリキュラムには、基本的な実定法諸領域の科目のみならず、それらの研究の基礎となる法哲学・法制史・比較法などの基礎法領域の科目が広範に配置され、さらに情報法・環境法・国際法などの先端科目も配置されているなど、他大学には例を見ない特色あるものとなっています。これらの科目は各分野の第一線で活躍する多彩な教員スタッフが担当していますので、院生諸君は、各自の問題意識に応じてこれらの科目を自由に選択し、充実した研究活動を継続できる仕組みが準備されています。

さらに、本学には、各種の授業料免除制度、給付ないし貸与奨学金制度、有給のTA・RA制度及び研究者養成型助手制度など、研究者を志望する諸君に対する独自の経済的支援体制が用意されています。また、諸外国への留学制度も充実しています。これらの支援制度をふまえて、近時「職業としての大学教員」の必要条件とされる課程博士の学位の取得も積極的に推進されています。

法学研究を志し、意欲のある諸君の参集を切に願っております。



法学研究科長 青野科長